1

# 令和7年第5回

多治見市議会定例会議案

## 目 次

報第22号	専決処分の報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
報第23号	専決処分の報告について・・・・・・・2
報第24号	専決処分の報告について・・・・・・3
報第25号	専決処分の報告について・・・・・・・4
報第26号	専決処分の報告について・・・・・・・5
議第120号	多治見市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
;	を制定するについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
議第121号	多治見市議会議員及び多治見市長の選挙における自動車の使用及びポス
í.	ターの作成の公営に関する条例及び多治見市議会議員及び多治見市長の選
2	挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正するについ
	7
議第122号	多治見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に
ļ	関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
(	の一部を改正するについて・・・・・・10
議第123号	多治見市職員定数条例の一部を改正するについて・・・・・・・13
議第124号	多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一
7	部を改正するについて・・・・・・・14
議第125号	多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正するについ
	7
議第126号	多治見市職員の給与に関する条例等の一部を改正するについて・・・・・17
議第127号	多治見市一般旅券収入印紙等購買基金条例の一部を改正するについ
	7  27
議第128号	多治見市手数料条例の一部を改正するについて・・・・・・・28
議第129号	多治見市子育ち支援会議条例の一部を改正するについて・・・・・・29
議第130号	多治見市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正するについ
	7
議第131号	多治見市霊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正するについ
	<b>7</b> ······32

議第132号	多治見市火入れに関する条例の一部を改正するについて・・・・・・・36
議第133号	多治見市屋外広告物条例の一部を改正するについて・・・・・・37
議第134号	多治見市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部を改正
す	`るについて······41
議第135号	多治見市火災予防条例の一部を改正するについて・・・・・・・44
議第136号	多治見市水道事業給水条例等の一部を改正するについて・・・・・・・47
議第141号	指定管理者の指定について・・・・・・・49
議第142号	岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について・・・・・・50
議第143号	岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する
協	議について・・・・・・51

報第22号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年11月21日提出

多治見市長 髙 木 貴 行

専第12号

損害賠償の額を定めるについて

令和7年6月3日午後5時頃、市内笠原町地内の私有地において、隣接する本市所 有の山林から強風により木が倒れ、当該私有地内の倉庫の屋根の一部を破損させ、損 害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法(昭和22年法律 第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年9月22日

多治見市長 髙 木 貴 行

損害賠償額 一金 787,050円

報第23号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年11月21日提出

多治見市長 髙 木 貴 行

専第13号

損害賠償の額を定めるについて

令和7年6月16日午前11時頃、市内笠原町地内の私有地において、隣接する市有地の立木が倒れ、当該私有地において資材置き場として使用する上屋の屋根の一部を破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法(昭和22年法律 第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年9月22日

多治見市長 髙 木 貴 行

損害賠償額 一金 506,000円

報第24号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年11月21日提出

多治見市長 髙 木 貴 行

専第14号

損害賠償の額を定めるについて

市が令和7年3月5日に試算した令和7年度国民健康保険料額を参考に、社会保険の任意継続を終了して国民健康保険へ加入したところ、試算時に相互に総所得金額等の確認不足があったことから、実際の国民健康保険料額が社会保険を継続していた場合の任意継続保険料額より高額となり、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法(昭和22年法律 第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年10月16日

多治見市長 髙 木 貴 行

損害賠償額 一金 38,760円

報第25号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年11月21日提出

多治見市長 髙 木 貴 行

専第15号

損害賠償の額を定めるについて

令和7年10月15日午前4時30分頃、市内美山町地内において、市道414100線を南方 向へ走行していた車両が同線上に倒れていた枯木に衝突し、当該車両のフロントバン パー、左フェンダー、左フォグランプ等を破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法(昭和22年法律 第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年11月5日

多治見市長 髙 木 貴 行

損害賠償額 一金 69,747円

報第26号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年11月21日提出

多治見市長 髙 木 貴 行

専第16号

損害賠償の額を定めるについて

令和7年7月11日午後2時40分頃、市内昭栄町地内において、木の伐採作業の現地確認のため本市職員(道路河川課所属)が公用車(道路維持作業用自動車)を路肩に停車しようと公用車を後進させたところ、後方にあった防犯灯に接触して防犯灯を破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法(昭和22年法律 第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年11月12日

多治見市長 髙 木 貴 行

損害賠償額 一金 83,798円

### 議第120号

多治見市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 を制定するについて

多治見市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のよう に制定するものとする。

令和7年11月21日提出

多治見市長 髙 木 貴 行

多治見市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34 条の16第1項の規定により、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定 めるものとする。

(基準の目的)

第2条 この条例で定める基準は、乳児等通園支援事業(法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。)を利用している乳児又は幼児(以下「利用乳幼児」という。)が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「乳児等通園支援事業所」という。)の管理者を含む。)が適切な遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助(以下「乳児等通園支援」という。)を行うことにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(一般原則)

第3条 乳児等通園支援事業を行う者(以下「乳児等通園支援事業者」という。)は、 利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営 を行わなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、自らその行う乳児等通園支援の質の評価を行い、常に その改善を図らなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 乳児等通園支援事業所には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために 必要な設備を設けなければならない。
- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。 (委任)
- 第4条 前条に定めるもののほか、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準 は、別に規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

### 議第121号

多治見市議会議員及び多治見市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び多治見市議会議員及び多治見市長の 選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正するについて

多治見市議会議員及び多治見市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例(平成6年条例第31号)及び多治見市議会議員及び多治見市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例(平成19年条例第20号)の一部を次のように改正するものとする。

令和7年11月21日提出

多治見市長 髙木 貴 行

多治見市議会議員及び多治見市長の選挙における自動車の使用及びポスターの 作成の公営に関する条例及び多治見市議会議員及び多治見市長の選挙における ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

(多治見市議会議員及び多治見市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第1条 多治見市議会議員及び多治見市長の選挙における自動車の使用及びポスター の作成の公営に関する条例(平成6年条例第31号)の一部を次のように改正する。 第2条第2号中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

(多治見市議会議員及び多治見市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例 の一部改正)

第2条 多治見市議会議員及び多治見市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する 条例(平成19年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第4条第1項中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

附則

- 1 この条例は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の多治見市議会議員及び多治見市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の規定及び第2条の規定による改正後の多治見市議会議員及び多治見市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の規定は、施行日以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

### 議第122号

多治見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条 例の一部を改正するについて

多治見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第29号)の一部を次のように改正するものとする。

令和7年11月21日提出

多治見市長 髙 木 貴 行

多治見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改 正する条例

多治見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

3 市長 住登外者宛名番号管理機能(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき本市が備える住民基本台帳に記録されていない者(以下「住登外者」という。)を一意に特定する住登外者宛名番号を付番し、及び管理するための情報システムの機能をいう。以下同じ。)による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの 4 教育 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務 委員 であって規則で定めるもの 会

別表第2に次のように加える。

		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
24	市長	法別表の下欄に掲げる事	住登外者宛名番号管理機能による住登外者
		務(準法定事務を含む。)	の情報の管理に関する情報(以下「住登外
		及び別表第1の事務の欄	者宛名情報」という。)であって規則で定め
		に掲げる事務 (3の項及	るもの
		び4の項を除く。)であっ	
		て規則で定めるもの	
25	市長	住登外者宛名番号管理機	法別表の下欄に掲げる事務(準法定事務を
		能による住登外者の情報	含む。)及び別表第1の事務の欄に掲げる事
		の管理に関する事務であ	務(3の項及び4の項を除く。)に関する情
		って規則で定めるもの	報であって規則で定めるもの
26	教育	法別表の下欄に掲げる事	住登外者宛名情報であって規則で定めるも
	委員	務(準法定事務を含む。)	O
	会	であって規則で定めるも	
		Ø	
27	教育	住登外者宛名番号管理機	法別表の下欄に掲げる事務(準法定事務を
	委員	能による住登外者の情報	含む。)に関する情報であって規則で定める
	会	の管理に関する事務であ	もの
		って規則で定めるもの	
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

別表第3を次のように改める。

### 別表第3 (第4条関係)

番号	情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1	教育委員	学校保健安全法(昭和33年	市長	児童扶養手当関係情報で
	会	法律第56号)による医療に		あって規則で定めるもの
		要する費用についての援助		生活保護(外国人)関係情
		に関する事務であって規則		報であって規則で定めるも
		で定めるもの		<b>♂</b>

2	教育委員	住登外者宛名番号管理機能	市長	住登外者宛名情報であって
	会	による住登外者の情報の管		規則で定めるもの
		理に関する事務であって規		
		則で定めるもの		

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

### 議第123号

多治見市職員定数条例の一部を改正するについて

多治見市職員定数条例(昭和46年条例第22号)の一部を次のように改正するものと する。

令和7年11月21日提出

多治見市長 髙 木 貴 行

多治見市職員定数条例の一部を改正する条例

多治見市職員定数条例(昭和46年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「552人」を「592人」に、「43人」を「41人」に、「30人」を「31人」に、「29人」を「22人」に、「113人」を「116人」に、「780人」を「815人」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

### 議第124号

多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一 部を改正するについて

多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和52年条例 第2号)の一部を次のように改正するものとする。

令和7年11月21日提出

多治見市長 髙 木 貴 行

多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改 正する条例

第1条 多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和52 年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「100分の227.5」を「100分の232.5」に改める。

第2条 多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を 次のように改正する。

第5条第2項第1号中「100分の227.5」を「100分の230」に改め、同項第2号中「100分の232.5」を「100分の230」に改める。

附則

- 1 この条例は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第2 条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手 当に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)第5条の規定は、令和 7年12月1日(次項において「適用日」という。)から適用する。
- 3 第1条の規定による改正前の多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手 当に関する条例の規定に基づいて適用日から施行日の前日までの間に支払われた期

末手当は、改正後の条例の規定に基づいて支払われる期末手当の内払とみなす。

### 議第125号

多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正するについ て

多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例(昭和44年条例第2号)の一部を次のように改正するものとする。

令和7年11月21日提出

多治見市長 髙 木 貴 行

多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 第1条 多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例(昭和44年条例第2号)の一 部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「100分の227.5」を「100分の232.5」に改める。

第2条 多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。 第5条第2項第1号中「100分の227.5」を「100分の230」に改め、同項第2号中 「100分の232.5」を「100分の230」に改める。

附則

- 1 この条例は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第2 条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)第5条の規定は、令和7年12月1日(次項において「適用日」という。)から適用する。
- 3 第1条の規定による改正前の多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例の規 定に基づいて適用日から施行日の前日までの間に支払われた期末手当は、改正後の 条例の規定に基づいて支払われる期末手当の内払とみなす。

### 議第126号

多治見市職員の給与に関する条例等の一部を改正するについて

多治見市職員の給与に関する条例等の一部を次のように改正するものとする。

令和7年11月21日提出

多治見市長 髙 木 貴 行

多治見市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (多治見市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 多治見市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第2号)の一部を次のよう に改正する。

第18条の2第1項中「4,400円」を「4,700円」に、「7,400円」を「7,700円」に、「6,600円」を「7,050円」に、「11,100円」を「11,550円」に改め、同条第2項中「22,000円」を「23,500円」に改める。

第18条の4第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の60」を「100分の62.5」に改める。

第18条の7第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に、「100分の60」を「100分の62.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

### 別表第1 (第3条関係)

### 一般職給料表

(単位 円)

職員	級	1級	2級	3 級	4級	5 級	6 級	7級
の区	<b>是</b> 給	給料月額						
分	クルロ	加竹刀饭	加州力彻		加州力飯	加州力飯		加州力镇
定年	1	195, 800	242, 000	276, 300	309, 800	332, 600	366, 800	420, 700
前再	2	196, 900	243, 300	277, 300	311, 300	334, 400	368, 500	422, 600
任用	3	198, 100	244, 700	278, 300	312, 700	336, 200	370, 100	424, 500
短時	4	199, 200	246, 100	279, 300	314, 100	337, 900	371, 700	426, 300
間勤	5	200, 300	247, 500	280, 300	315, 500	339, 600	373, 300	428, 100
務職	6	202, 000	248, 900	281, 300	316, 600	341, 300	375, 100	429, 900
員以	7	203, 600	250, 300	282, 200	317, 600	343, 000	376, 600	431, 700
外の	8	205, 200	251, 700	283, 200	318, 800	344, 600	378, 200	433, 500
職員	9	206, 700	253, 100	284, 200	320, 000	346, 200	379, 500	435, 100
	10	208, 400	254, 300	285, 200	321,600	347, 900	381, 100	436, 600
	11	210, 000	255, 600	286, 200	323, 200	349, 600	382, 700	438, 100
	12	211, 600	256, 900	287, 200	324, 800	351, 200	384, 200	439, 600
	13	213, 100	258, 100	288, 200	326, 200	352, 700	386, 100	441, 100
	14	214, 800	259, 300	289, 500	327, 800	354, 300	388, 000	442, 400
	15	216, 500	260, 500	290, 800	329, 400	355, 900	389, 900	443, 700
	16	218, 200	261, 700	292, 000	331,000	357, 400	391, 700	444, 900
	17	219, 400	262, 800	293, 200	332, 400	358, 800	393, 200	446, 100
	18	221, 000	263, 900	294, 500	334, 100	360, 500	395, 000	447, 400
	19	222, 600	265, 000	295, 700	335, 700	362, 100	396, 700	448, 700
	20	224, 100	266, 100	296, 900	337, 300	363, 700	398, 300	449, 900
	21	225, 600	267, 000	297, 900	338, 700	364, 800	400,000	451, 100
	22	227, 200	268, 000	299, 100	340, 400	366, 300	401, 400	451, 900
	23	228, 800	269, 000	300, 300	342, 100	367, 800	402, 800	452, 700
1			1	1	1			

24	230, 400	270,000	301,600	343, 700	369, 300	404, 200	453, 500
25	232, 000	271,000	302, 900	344, 900	371, 000	405, 600	454, 100
26	233, 700	271, 900	303, 900	346, 800	372, 800	406, 800	454, 700
27	235, 000	272, 700	304, 900	348, 500	374, 400	408, 000	455, 300
28	236, 300	273, 600	305, 900	350, 100	376, 100	409, 000	455, 900
29	237, 600	274, 400	307, 000	351,600	377, 500	410, 100	456, 600
30	238, 700	275, 200	308, 200	353, 200	378, 800	411, 300	457, 400
31	239, 800	276, 000	309, 300	354, 800	380, 000	412, 400	457, 800
32	240, 900	276, 700	310, 500	356, 400	381, 400	413, 500	458, 500
33	242, 000	277, 400	311, 600	358, 100	382, 500	414, 200	459, 000
34	242, 900	278, 200	312, 900	359, 900	383, 400	414, 900	459, 400
35	243, 800	279, 000	314, 200	361, 700	384, 400	415, 500	459, 800
36	244, 800	279, 600	315, 500	363, 500	385, 400	416, 200	460, 200
37	245, 800	280, 300	316, 700	365, 000	386, 200	416, 800	460, 600
38	246, 700	281, 100	318, 000	366, 400	387, 100	417, 400	460, 900
39	247, 600	281, 800	319, 300	367, 800	388, 000	417, 900	461, 200
40	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	388, 800	418, 300	461, 500
41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700	461,800
42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900	462, 100
43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200	462, 400
44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700
45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000
46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100	
47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400	
48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700	
49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900	
50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200	
51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400	
52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700	

53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900	
54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200	
55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500	
56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800	
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000	
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300	
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600	
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800	
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000	
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300	
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600	
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800	
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000	
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300	
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600	
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800	
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000	
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300	
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600	
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800	
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000	
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300		
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600		
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800		
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000		
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300		
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600		
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800		
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000		

82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300	
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600	
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800	
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000	
86	266, 200	305, 800	355, 700			
87	266, 500	306, 100	356, 100			
88	266, 800	306, 400	356, 500			
89	267, 100	306, 700	356, 700			
90	267, 400	307, 000	357, 100			
91	267, 700	307, 300	357, 500			
92	268, 000	307, 600	357, 900			
93	268, 300	307, 800	358, 100			
94		308, 000	358, 400			
95		308, 300	358, 800			
96		308, 700	359, 100			
97		308, 900	359, 400			
98		309, 200	359, 800			
99		309, 500	360, 200			
100		309, 900	360, 600			
101		310, 100	361, 100			
102		310, 400	361, 500			
103		310, 700	361, 900			
104		311,000	362, 300			
105		311, 200	362, 800			
106		311, 500	363, 200			
107		311,800	363, 500			
108		312, 100	363, 800			
109		312, 300	364, 200			
110		312, 600				

	111		313, 000					
	112		313, 300					
	113		313, 500					
	114		313, 700					
	115		314, 000					
	116		314, 400					
	117		314, 600					
	118		314, 800					
	119		315, 100					
	120		315, 400					
	121		315, 700					
	122		315, 900					
	123		316, 200					
	124		316, 500					
	125		316, 800					
定年								
前再								
任用								
短時		160, 200	182, 200	215, 600	232, 100	244, 600	265, 500	299, 800
間勤								
務職								
員								

第2条 多治見市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条の4第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

第18条の7第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

(多治見市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正) 第3条 多治見市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成15年 条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第7条関係)

特定任期付職員給料表

(単位 円)

号給	給料月額
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655, 000

別表第2(第8条関係)

#### 一般任期付職員給料表

(単位 円)

1級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7級
給料月額						
200, 300	227, 800	269, 500	290, 100	305, 700	331, 900	374, 800

(多治見市一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の 一部改正) 第4条 多治見市一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(平成15年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の230」を「100分の235」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第5条関係)

第1号任期付研究員給料表

(単位 円)

号給	給料月額	
1		428, 000
2		491,000
3		556, 000
4		642,000

別表第2(第5条関係)

第2号任期付研究員給料表

(単位 円)

号給	給料月額	
1		358, 000
2		395, 000
3		424, 000

第5条 多治見市一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条 例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の235」を「100分の232.5」に改める。

(多治見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第6条 多治見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例 第25号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の70」を「100分の71.25」に改める。

第20条の2第1項中「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の50」を「100分の51.25」に改める。

第30条中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の70」を「100分の71.25」に改める。

第30条の2第1項中「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の50」を「100分の51.25」に改める。

附則

(施行期日等)

- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第5条及び第6条の 規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(多治見市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。) 第18条の2第1項及び第2項並びに別表第1の改正規定に限る。)による改正後の 給与条例の規定、第3条の規定による改正後の多治見市一般職の任期付職員の採用 及び給与の特例に関する条例(以下「任期付職員条例」という。)の規定及び第4 条の規定(多治見市一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関す る条例(以下「任期付研究員条例」という。)別表第1及び別表第2の改正規定に 限る。)による改正後の任期付研究員条例の規定は、令和7年4月1日(以下「適 用日」という。)から適用する。
- 3 第1条の規定(給与条例第18条の4第2項及び第3項並びに第18条の7第2項の 改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定及び第4条の規定(任期付研究 員条例第6条第2項の改正規定に限る。)による改正後の任期付研究員条例の規定 は、令和7年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 第1条の規定による改正後の給与条例、第3条の規定による改正後の任期付職員条例又は第4条の規定による改正後の任期付研究員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例、第3条の規定による改正前の任期付職員条例又は第4条の規定による改正前の任期付研究員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例、第3条の規定による改正後の任期付職員条例又は第4条の規定による改正後の任期付研究員条例の規定による給与の内払とみなす。

(適用日前の異動者の号給の調整)

第3条 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

### 議第127号

多治見市一般旅券収入印紙等購買基金条例の一部を改正するについて

多治見市一般旅券収入印紙等購買基金条例(平成26年条例第3号)の一部を次のように改正するものとする。

令和7年11月21日提出

多治見市長 髙 木 貴 行

多治見市一般旅券収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例 多治見市一般旅券収入印紙等購買基金条例(平成26年条例第3号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

多治見市一般旅券収入印紙購買基金条例

第1条中「及び岐阜県収入証紙(以下「収入印紙等」という。)」を削り、「多治 見市一般旅券収入印紙等購買基金」を「多治見市一般旅券収入印紙購買基金」に改め る。

第2条中「600万円」を「400万円」に改める。

第3条(見出しを含む。)中「収入印紙等」を「収入印紙」に改める。

附則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

### 議第128号

多治見市手数料条例の一部を改正するについて

多治見市手数料条例(昭和28年条例第27号)の一部を次のように改正するものとする。

令和7年11月21日提出

多治見市長 髙 木 貴 行

多治見市手数料条例の一部を改正する条例

多治見市手数料条例 (昭和28年条例第27号) の一部を次のように改正する。

別表51の5の項中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改め、同表51の6の項中「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

### 議第129号

多治見市子育ち支援会議条例の一部を改正するについて

多治見市子育ち支援会議条例(平成25年条例第28号)の一部を次のように改正する ものとする。

令和7年11月21日提出

多治見市長 髙 木 貴 行

多治見市子育ち支援会議条例の一部を改正する条例

多治見市子育ち支援会議条例(平成25年条例第28号)の一部を次のように改正する。 第2条第1項第1号中「第27条第1項」を「第31条第2項」に改め、同項第5号を 同項第6号とし、同項第4号中「たじみ子ども未来プラン」を「たじみこども未来プラン」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の 次に次の1号を加える。

(3) 法第54条の2第3項に規定する特定乳児等通園支援の利用定員の設定に関し意見を述べること。

附則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第1号中「第27条第1項」を「第31条第2項」に改める部分及び同項第4号中「たじみ子ども未来プラン」を「たじみこども未来プラン」に改める部分は、公布の日から施行する。

### 議第130号

多治見市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正するについて

多治見市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年条例第4号)の一部を次のように改正するものとする。

令和7年11月21日提出

多治見市長 髙 木 貴 行

多治見市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例 多治見市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第10条の次に次の2条を加える。

(警告)

- 第10条の2 市長は、第8条第1項又は前条第1項の承認を受けた事業者が次のいずれかに該当する行為をしたと認めるときは、当該事業者に警告を行うものとする。
  - (1) 一般廃棄物の処理業務に支障を来すおそれがあるものとして規則で定める行為
  - (2) 第8条第3項又は前条第3項の承認に付した条件に違反する行為 (承認の取消し)
- 第10条の3 市長は、前条の規定により警告を受けた事業者が、当該警告を受けた日から起算して6箇月以内に再び前条各号に定めるいずれかの行為をしたと認めるときは、その承認を取り消すものとする。
- 2 市長は、前項の規定により承認を取り消すときは、当該事業者にその旨を通知しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により承認の取消しをしたときは、当該事業者に対し、承認の取消しの日から起算して1年が経過する日までの間は、第8条第1項又は第10

条第1項の承認をしないものとする。

4 第1項又は前項の規定により当該事業者が受けた損害については、市は、その責めを負わないものとする。

附則

- 1 この条例は、令和8年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 改正後の第10条の2の規定は、施行日以後の一般廃棄物又は産業廃棄物の排出に係る行為について適用する。

### 議第131号

多治見市霊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正するについて

多治見市霊園の設置及び管理に関する条例(昭和42年条例第8号)の一部を次のように改正するものとする。

令和7年11月21日提出

多治見市長 髙 木 貴 行

多治見市霊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

多治見市霊園の設置及び管理に関する条例(昭和42年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

#### 第2条 削除

第3条第3項中「(以下単に「合葬式墓地」という。)」を削り、「個別埋蔵施設」を「個別収蔵施設」に、「埋蔵する墳墓」を「収蔵する施設」に、「共同埋蔵施設」を「共同収蔵施設」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「合葬式墓地」の次に「(市が霊園内に設置する納骨堂をいう。以下同じ。)」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 霊園に墳墓を設けるために区画された一般墓地を置く。

第4条第1項中「えい地」を「一般墓地」に改める。

第5条第1項中「えい地」を「一般墓地」に改め、同条第2項中「埋蔵」を「収蔵」 に改め、同条第3項中「えい地」を「一般墓地」に改める。

第6条各号列記以外の部分及び同条第1号中「えい地」を「一般墓地」に改め、同条第2号中「合葬式墓地(記名板掲示場を除く。)」を「個別収蔵施設」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、既に個別収蔵施設を使用している者であって、第8条の3第2項の規定

により使用期間を延長しようとするものを除く。

第6条第2号ウを削り、同条第3号中「個別埋蔵施設」を「個別収蔵施設」に改め、 同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 共同収蔵施設を使用しようとする場合にあっては、前号ア若しくはイに該当する者又は第18条第1項の規定により一般墓地を返還するために当該一般墓地に埋蔵している全ての焼骨を改葬しようとする者であること。

第7条(見出しを含む。)中「えい地」を「一般墓地」に改める。

第8条の見出しを「(一般墓地の使用数の制限)」に改め、同条中「えい地」を「一般墓地」に改める。

第8条の2の見出し及び同条第1項中「埋蔵」を「収蔵」に改め、同条第2項中「個別埋蔵施設」を「個別収蔵施設」に、「共同埋蔵施設に埋蔵」を「共同収蔵施設に収蔵」に改める。

第8条の3第1項中「個別埋蔵施設」を「個別収蔵施設」に改め、同条第3項中「共同埋蔵施設」を「共同収蔵施設」に、「の埋蔵」を「の収蔵」に改め、同条第4項中「個別埋蔵施設」を「個別収蔵施設」に改める。

第9条第1項中「えい地」を「一般墓地」に、「、別表第2」を「及び別表第2」 に改め、「、別表第3及び別表第3の2」を削り、同条第3項中「無料とする」を 「個別収蔵施設の使用料に含まれる」に改める。

第11条を次のように改める。

### 第11条 削除

第12条第1項中「えい地」を「一般墓地」に、「別表第4」を「別表第3」に改める。

第15条の見出しを「(名誉区画)」に改め、同条第1項中「特に一定の区域」を「一般墓地のうち区画」に、「名誉えい域」を「名誉区画」に改め、同条第2項中「名誉えい域」を「名誉区画」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 名誉区画に関しては、第6条、第8条から第10条まで、第12条、第13条、第20条 第1項第3号から第8号まで及び第24条の規定は適用しないものとする。

第16条の見出しを「(移転区画)」に改め、同条第1項中「復興えい地」を「市長は、一般墓地のうち区画を定め、移転区画」に、「えい地を」を「墳墓を」に、「については」を「を設け」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 移転区画に関しては、第6条、第9条、第10条、第13条第1項並びに第20条第1 項第3号及び第5号の規定は適用しないものとする。

第17条第1項中「えい地」を「一般墓地」に、「祖先の祭しを主宰する者」を「相続人又は親族若しくは縁故者等祖先の祭しを主宰する者(以下「相続人等」という。)」に改め、同条第2項中「個別埋蔵施設」を「個別収蔵施設」に、「正当な祭しの主宰者」を「相続人等」に改め、同条第3項中「共同埋蔵施設」を「共同収蔵施設」に、「埋蔵前」を「収蔵前」に、「正当な祭しの主宰者」を「相続人等」に改める。

第18条の見出し及び同条第1項中「えい地」を「一般墓地」に改め、同条第2項中「個別埋蔵施設」を「個別収蔵施設」に、「合葬式墓地」を「個別収蔵施設」に改める。

第19条の見出し中「えい地」を「一般墓地」に改め、同条第1項中「えい地又はその所在物件を移転又は返還させる」を「一般墓地を移転若しくは返還させ、又はその所在物件を移転させる」に改める。

第20条第1項第2号、第4号及び第5号中「えい地」を「一般墓地」に改め、同項 第6号中「埋蔵」を「収蔵」に改め、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

第21条各号列記以外の部分中「えい地」を「一般墓地」に改め、同条第1号中「相続人又は親族若しくは縁故者等祖先の祭しを主宰する者がない」を「相続人等が第17条第1項に規定する承継の申請を10年間行わない」に改める。

第22条第1項中「前条第1号及び第2号の理由が発生した日から5年を経過し、又は第3号に該当したとき」を「前条各号に該当すると認めるとき」に改め、同条第2項中「使用者の相続人又は親族若しくは縁故者等」を「相続人等」に改める。

第24条中「えい地」を「一般墓地」に改める。

附則第3項及び第8項中「えい地」を「一般墓地」に改める。

別表第1を削る。

別表第2を次のように改め、同表を別表第1とする。

別表第1(第9条関係)

多治見市霊園一般墓地永代使用料

|--|

8万円

備考 区画の面積に金額を乗じて得た額に、1万円未満の端数があるときはこれを 切り捨てる。

別表第3を削る。

別表第3の2中「個別埋蔵施設」を「個別収蔵施設」に、「共同埋蔵施設」を「共同収蔵施設」に改め、同表を別表第2とする。

別表第4を別表第3とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第9条第1項の改正規定 (「えい地」を「一般墓地」に改める部分を除く。)、別表第1から別表第3までの 改正規定、別表第3の2の改正規定(同表を別表第2とする部分に限る。)及び別 表第4の改正規定は、同年7月1日(第3項において「施行日」という。)から施 行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第21条第1号の規定は、改正前の第4条の規定により市長から使用許可 を受けた者についても適用する。
- 3 改正後の別表第1の規定は、施行日以後に使用許可の申請があった一般墓地の永 代使用料から適用し、施行日前に使用許可の申請があったえい地の永代使用料につ いては、なお従前の例による。

(地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件を定める条例の一部 改正)

4 地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件を定める条例(平成 22年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「名誉えい域」を「名誉区画」に改める。

(多治見市霊園整備基金条例の一部改正)

- 5 多治見市霊園整備基金条例 (平成26年条例第26号) の一部を次のように改正する。 第1条中「のえい地」を削る。
  - 第2条中「えい地」を「一般墓地」に改める。
  - 第3条中「えい地又は合葬式墓地」を「霊園」に改める。

# 議第132号

多治見市火入れに関する条例の一部を改正するについて

多治見市火入れに関する条例(昭和59年条例第9号)の一部を次のように改正する ものとする。

令和7年11月21日提出

多治見市長 髙 木 貴 行

多治見市火入れに関する条例の一部を改正する条例

多治見市火入れに関する条例(昭和59年条例第9号)の一部を次のように改正する。 第12条第2項中「ジェットシューター」を「背負式消火水のう」に改める。

第14条第1項中「、異常乾燥注意報」を「若しくは乾燥注意報が発表され、」に、 改め、「又は」の次に「林野火災に関する注意報若しくは」を加え、同条第2項中 「とき又は強風注意報、異常乾燥注意報又は」を「場合又は強風注意報若しくは乾燥 注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報若しくは」に、「ときには」を 「場合には」に改める。

附則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

# 議第133号

多治見市屋外広告物条例の一部を改正するについて

多治見市屋外広告物条例(平成21年条例第21号)の一部を次のように改正するものとする。

令和7年11月21日提出

多治見市長 髙 木 貴 行

多治見市屋外広告物条例の一部を改正する条例

第1条 多治見市屋外広告物条例(平成21年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「あり方」を「在り方」に改め、同条第2項を削る。

第3条第1号中「変色」を「退色」に、「はく離」を「剥離」に改める。

第5条第1項第2号中「よう壁」を「擁壁」に改め、同項第3号中「日おい」を「日覆い」に、「雁木」を「がん木」に改め、同項第4号中「、道路標識、道路上のさく、駒止並びに里程標」を「並びに道路上の柵及び駒止め並びに道路標識、道路元標及び里程標」に改め、同項第5号中「街燈柱」を「街灯柱」に改め、同条第2項中「街燈柱」を「街灯柱」に、「はり紙」を「貼り紙」に、「はり札」を「貼り札」に改める。

第7条第5項中「はり紙」を「貼り紙」に、「はり札」を「貼り札」に改め、同条第6項中「はり紙」を「貼り紙」に改める。

第12条の見出し中「変更」を「変更等」に改め、同条第1項中「者」の次に「(次条、第15条第1項及び第23条第1項において「許可を受けた者」という。)」を、「広告物等を」の次に「変更し、若しくは」を加える。

第13条中「第6条又は第7条第4項の規定による許可を受けた者」を「許可を受けた者」に、「はり付け」を「貼り付け」に、「はり紙」を「貼り紙」に、「はり札」

を「貼り札」に改める。

第14条第2号中「詐偽」を「虚偽の申請」に改め、同条の次に次の1条を加える。 (管理義務)

- 第14条の2 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物等の所有者若しくは占有者は、当該広告物等に関し補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。第15条の見出しを「(除却義務)」に改め、同条第1項中「第6条又は第7条第4項若しくは第5項の規定による許可を受けた者」を「許可を受けた者」に改め、同条第2項を次のように改める。
- 2 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、広告物等が前条による補修その他必要な管理を行ってもなお支柱又は支持部材の腐食により倒壊の危険がある 状態その他の公衆に危害を及ぼすおそれがあるときは、遅滞なく広告物等を除却 しなければならない。

第15条に次の1項を加える。

3 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、広告物の表示又は掲出物件の 設置が必要でなくなったときは、遅滞なく広告物等を除却しなければならない。 第23条第1項中「第6条又は第7条第4項若しくは第5項の規定による」を削る。 第30条第2号中「広告物等を」の次に「変更し、若しくは」を加え、同条第3号 中「第15条第1項」の次に「又は第3項」を加える。

第32条第1号中「はり付け」を「貼付け」に改める。

第2条 多治見市屋外広告物条例の一部を次のように改正する。

第14条の2中「占有者」の次に「(次条第1項において「広告物等の所有者等」という。)」を加える。

第14条の2の次に次の1条を加える。

(点検義務)

第14条の3 広告物等の所有者等は、その所有し、又は占有する広告物等について、 規則で定めるところにより、法第10条第2項第3号イに規定する国土交通大臣の 登録を受けた法人が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について 行う試験に合格した者その他これと同等以上の知識を有する者として規則で定め る者に当該広告物等の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況について、 点検をさせなければならない。ただし、規則で定める広告物等については、この 限りでない。

2 第6条若しくは第7条第4項の規定による許可又は第11条第2項の規定による 当該許可に係る有効期間の更新を受けようとする者は、前項の点検の結果を市長 に提出しなければならない。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各 号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条中第12条第1項の改正規定(「変更し、若しくは」を加える部分に限る。)、第14条の次に1条を加える改正規定及び第15条の改正規定(同条第1項中「第6条又は第7条第4項若しくは第5項の規定による許可を受けた者」を「許可を受けた者」に改める部分を除く。)並びに第30条第2号及び第3号の改正規定 令和8年10月1日
  - (2) 第2条の規定 令和9年10月1日

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の多治見市屋外広告物条例(以下「新条例」という。) 第12条第1項の規定は、前項第1号に定める施行の日以後の変更等に係る許可の申 請を行う場合について適用し、同日前の変更に係る許可の申請を行う場合について は、なお従前の例による。
- 3 附則第1項第1号に掲げる規定の施行の際現に改正前の多治見市屋外広告物条例 (以下「旧条例」という。)の規定により許可を受けている広告物又は掲出物件 (以下「広告物等」という。)については、新条例第14条の2の規定にかかわらず、 当該許可の有効期間の満了日までは、なお従前の例による。
- 4 附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日前にした旧条例の規定に違反する行為 及び前2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同日以後に した旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例に よる。
- 5 第2条の規定による改正後の多治見市屋外広告物条例(以下「第2条新条例」という。)第14条の3の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に第

2条新条例第6条若しくは第7条第4項の規定による許可又は第11条第2項の規定 による当該許可に係る有効期間の更新を受けようとする広告物等から適用する。

### 議第134号

多治見市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部を改正 するについて

多治見市における建築物に附置する駐車施設に関する条例(昭和47年条例第12号) の一部を次のように改正するものとする。

令和7年11月21日提出

多治見市長 髙 木 貴 行

多治見市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部を改正する条 例

多治見市における建築物に附置する駐車施設に関する条例(昭和47年条例第12号) の一部を次のように改正する。

第2条の表(ア)の項中「特定用途に」を「特定用途(共同住宅を除く。)に」に改め、「床面積と」の次に「共同住宅及び」を加え、同表(イ)の項中

特定用途(百貨店そ 非特定用途に供する の他の店舗及び事務 部分 所を除く。)に供す る部分

を

特定用途(百貨店そ 共同住宅及び非特定用 の他の店舗、事務所 途に供する部分 及び共同住宅を除 く。) に供する部分

」」に改める。

第3条第1項中「特定用途」の次に「(共同住宅を除く。)」を加え、同項に次の表

を加える。

(ア)	百貨店その他の店	事務所の用途に供	倉庫の用途に供す	特定用途(百貨
	舗の用途に供する	する部分	る部分	店その他の店
	部分			舗、事務所、倉
				庫及び共同住宅
				を除く。)に供
				する部分
(1)	3,000平方メート	5,000平方メート	1,500平方メート	4,000平方メート
	ル	ル	ル	ル
(ウ)	$1 - \frac{0,000 + 37}{1}$	トル一延べ面積で面積		

## 備考

- 1 (ア)の項に掲げる部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあっては、屋外観覧席の部分を含む。
- 2 (ウ)の項に規定する延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分の面積を 除き、観覧場にあっては、屋外観覧席の部分の面積を含む。

第3条第2項の表を削る。

第7条第1項中「第4条及び」を「第4条又は」に改め、同条第2項中「第4条及び」を「第4条又は」に改め、「駐車施設の台数」の次に「(以下この項において「附置義務台数」という。)」を加え、「1台分については、車いす利用者」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数については、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する利用居室までの経路ができるだけ短くなる位置に設置される車椅子利用者」に改め、「幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上」の次に「、はり下の高さ2.3メートル以上」を加え、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合においては、この限りでない。

- (1) 附置義務台数が200以下の場合 当該台数に100分の2を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)
- (2) 附置義務台数が200を超える場合 当該台数に100分の1を乗じて得た数(そ

の数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に2を加えた数 第7条第3項を次のように改める。

3 第2条、第4条又は第5条の規定により附置しなければならない駐車施設において特殊の装置を用いる場合は、駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)第15条に規定する特殊の装置として国土交通大臣が認定したものと同等の安全性を有すると市長が認めるものについては、前2項の規定は適用しない。

第7条第4項中「高さ3メートル」を「高さ3.2メートル」に改める。 第10条に次の1項を加える。

2 第7条第3項の規定により特殊の装置を用いる駐車施設の所有者又は管理者は、 当該特殊の装置の保守点検を定期的に行わなければならない。

第11条を削り、第12条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。

(措置命令)

- 第12条 市長は、第2条から第5条まで、第7条又は第10条の規定に違反した者に対して相当の期限を定めて、駐車施設の附置若しくは設置又は原状回復を命ずることができる。
- 2 市長は、前項の規定により措置を命じようとするときは、駐車施設の附置義務者、 設置者、所有者又は管理者に対して、その命じようとする措置及び理由を記載した 措置命令書により行うものとする。

第14条第1項中「第11条第1項」を「第12条第1項」に改め、同条第2項中「第12条第1項」を「第11条第1項」に改める。

附則

- 1 この条例は、令和8年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 改正後の多治見市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の規定は、施 行日以後に工事に着手された建築物の新築、増築又は用途の変更に係る駐車施設の 附置及び管理について適用し、施行日前に工事に着手された建築物の新築、増築又 は用途の変更に係る駐車施設の附置及び管理については、なお従前の例による。

### 議第135号

多治見市火災予防条例の一部を改正するについて

多治見市火災予防条例 (昭和48年条例第28号)の一部を次のように改正するものとする。

令和7年11月21日提出

多治見市長 髙 木 貴 行

多治見市火災予防条例の一部を改正する条例

多治見市火災予防条例 (昭和48年条例第28号)の一部を次のように改正する。

目次中

第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第31条の2一第31条の7)

を

第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第31条の2-第31条の7)

第3章の3 林野火災の予防(第31条の8・第31条の9)

に改める。

第8条の見出しを「(一般サウナ設備)」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「サウナ室に設ける放熱設備(以下「サウナ設備」という。)」を「一般サウナ設備(簡易サウナ設備以外のサウナ設備(サウナ室に設ける放熱設備をいう。)をいう。以下同じ。)」に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第8条の2とし、第7条の次に次の1条を加える。

(簡易サウナ設備)

第8条 簡易サウナ設備(屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室(サウナ室のうちテントを活用したものをいう。)又はバレル型サウナ室(サ

ウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。)に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。
- 2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第10号から第14号まで及び第16号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。)及び第5条第1項の規定を準用する。

第31条各号列記以外の部分中「火災に関する警報」の次に「(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)」を加え、同条第1号中「原野」の次に「等」を加え、同条第6号中「取灰」を「、取灰」に改め、同条第7号を削る。

第31条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第3章の2の次に次の1章を加える。

第3章の3 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

- 第31条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下「林野火災」という。)の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。
- 2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市 の区域内に在る者は、第31条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければ ならない。
- 3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限 の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限) 第31条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、

林野火災の発生の危険性を勘案して、第31条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第45条の3第1項第3号中「第48条」を「第48条第1項」に改める。

第47条第6号の次に次の1号を加える。

(6の2) 簡易サウナ設備(個人が設けるものを除く。)

第47条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

第48条第1号中「行為」の次に「(たき火を含む。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

#### 附則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定、同条を第8条の2とし、第7条の次に1条を加える改正規定、第31条の7第1項第1号の改正規定及び第47条の改正規定は、令和8年3月31日から施行する。

## 議第136号

多治見市水道事業給水条例等の一部を改正するについて

多治見市水道事業給水条例等の一部を次のように改正するものとする。

令和7年11月21日提出

多治見市長 髙 木 貴 行

多治見市水道事業給水条例等の一部を改正する条例 (多治見市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 多治見市水道事業給水条例(昭和33年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「、しゅん工後直ちに市の検査を受け」を削り、同条第3項中 「指定給水装置工事事業者」の次に「(第3項の規定に基づき管理者が認めた者を 含む。)」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、災害その他非常の場合において、管理者が他の地方公共団体の長(地方公営企業法第7条の規定により置かれた管理者を含む。以下この項において同じ。)又は他の地方公共団体の長が法第16条の2第1項の規定による指定をした者に工事を施行させる必要があると認めるときは、当該他の地方公共団体の長又は当該他の地方公共団体の長が指定をした者に工事を施行させることができる。
- 4 指定給水装置工事事業者及び前項の規定により工事を施行した者は、しゅん工 後直ちに管理者の検査を受けなければならない。

第14条第2項中「指定給水装置工事事業者」の次に「(前条第3項の規定に基づき管理者が認めた者を含む。)」を加える。

第35条第2項中「指定給水装置工事事業者」の次に「(第13条第3項の規定に基づき管理者が認めた者を含む。)」を加える。

(多治見市下水道条例の一部改正)

第2条 多治見市下水道条例(昭和44年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「下水道工事指定店」の次に「(前項の規定に基づき管理者が認めた者を含む。)」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、災害その他非常の場合において、管理者が他の地方 公共団体の長(地方公営企業法第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者 を含む。)の排水設備等の工事事業者としての指定を受けた者に排水設備等の工 事を行わせる必要があると認めるときは、当該指定を受けた者に排水設備等の工 事を行わせることができる。

第13条第1項中「下水道工事指定店」の次に「(前条第2項の規定に基づき管理者が認めた者を含む。)」を加え、「市の職員」を「管理者」に改め、同条第2項中「職員」を「管理者」に改める。

第13条の8から第13条の10までの規定中「下水道工事指定店」の次に「(第12条第2項の規定に基づき管理者が認めた者を含む。)」を加える。

(多治見市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 多治見市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成11年条例 第37号)の一部を次のように改正する。

第8条中「指定された者」を「管理者の指定を受けた者」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、災害その他非常の場合において、管理者が他の地方 公共団体の長(地方公営企業法第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者 を含む。)の排水設備の工事事業者としての指定を受けた者に排水設備の新設等 の工事を行わせる必要があると認めるときは、当該指定を受けた者に排水設備の 新設等の工事を行わせることができる。

第9条第1項中「下水道工事指定店」の次に「(前条第2項の規定に基づき管理者が認めた者を含む。)」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議第141号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月21日提出

多治見市長 髙 木 貴 行

1 施設の名称

多治見市かさはら福祉センター

2 指定管理者の名称等

多治見市太平町2丁目39番地の1 社会福祉法人多治見市社会福祉協議会 会長 渡邉 哲郎

3 指定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで(3年間)

### 議第142号

岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、岐阜県市町村会館組合規約(平成5年12月20日岐阜県指令伊総第891号)の一部を変更する規約を次のように定めることについて関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和7年11月21日提出

多治見市長 髙 木 貴 行

岐阜県市町村会館組合規約の一部を変更する規約

岐阜県市町村会館組合規約(平成五年十二月二十日岐阜県指令伊総第八百九十一号) の一部を次のように変更する。

第十二条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

組合の解散に伴う事務の承継にあっては、組合を組織する市町村がその議会の議決を経て行う協議をもって定める。

附則

この規約は、岐阜県知事の許可のあった日から施行する。

## 議第143号

岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する 協議について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第288条及び同法第289条並びに令和7年規約変更についての知事の許可後の岐阜県市町村会館組合規約第12条第1項の規定により、岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継に関して次のとおり他の関係地方公共団体と協議することについて、同法第290条及び同規約第12条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月21日提出

多治見市長 髙 木 貴 行

岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議書 に代わる同意書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第288条の規定による岐阜県市町村会館組合 (以下「組合」という。)の解散及び同法第289条の規定による財産処分並びに令和7 年規約変更についての知事の許可後の岐阜県市町村会館組合規約第12条第1項の規定 による事務の承継等について、次のとおり定めることに異議ありません。

記

- 1 解散の期日
  - 令和8年3月31日をもって解散するものとする。
- 2 解散に伴う財産処分
  - (1) 岐阜県県民ふれあい会館入居基金は、岐阜県町村会に返還する。

- (2) 財政調整積立金は、直近の年度における関係地方公共団体が負担した市町村 負担金の割合に応じて関係地方公共団体に分配する。
- 3 解散に伴う事務の承継等
  - (1) 岐阜県県民ふれあい会館への入居事務については、現に入居する団体が直接、 岐阜県観光文化スポーツ部文化創造課及び指定管理者との間で行う。
  - (2) 軽自動車税申告書特別調査事務については、42市町村で新たに組織する(仮称)岐阜県軽自動車税事務共同処理協議会により共同処理する。
  - (3) 打ち切り決算の審査及び認定は、解散の日における組合長の市町村において 行い、当該市町村の長は、その決算を当該認定する議会の議決とともに、他の関 係地方公共団体の長に報告しなければならない。
  - (4) 他の関係市町村長は、前号の規定による報告があったときは、直ちに決算の 要領を公表するものとする。
  - (5) 打ち切り決算後の歳計現金は、(仮称) 岐阜県軽自動車税事務共同処理協議 会に譲渡する。
  - (6) 組合が保有する職員の人事に関する文書は岐阜県市町村職員退職手当組合が 承継し、軽自動車税申告書特別調査事務に関する文書は(仮称)岐阜県軽自動車 税事務共同処理協議会が承継し、それ以外の文書は岐阜県町村会が承継する。

#### 4 職員の処遇等

- (1) 解散時に在職する4名の職員は、岐阜県市町村職員退職手当組合の職員として身分を引き継ぐ。
- (2) 組合が岐阜県市町村職員退職手当組合に納付した負担金及び岐阜県市町村職員退職手当組合から支払われた給付金の累計額は、岐阜県市町村職員退職手当組合の加入及び脱退の取扱いに関する条例(平成15年岐阜県市町村職員退職手当組合条例第3号)第12条第2号の規定により岐阜県市町村職員退職手当組合に承継するものとする。
- (3) 令和7年度分の地方公務員公務災害基金の精算ほか第1号の職員にかかる負担金等の精算は、岐阜県市町村職員退職手当組合が行う。

#### 5 疑義等の協議

この同意書に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、関係地方公共団体がその都度協議して定めるものとする。